

市・県民税の申告と 所得税の確定申告

問い合わせ／市・県民税に関すること⇒市民税課（内線2254～2257）、所得税に関すること⇒上尾税務署（☎048・770・1800・自動音声案内）

市・県民税の申告と確定申告の受付

毎年、事業所得者（営業等、農業）や不動産所得者の売り上げや仕入れ、必要経費等を記載する収支内訳書の自書作成と、医療費控除を受けるための医療費の明細書等の事前作成をお願いしています。待ち時間短縮のため事前作成にご協力ください。なお、医療費控除及びセルフメディケーション税制の明細書の全戸配布はありません。国税庁ホームページ又は市ホームページからダウンロードし、ご利用ください。申告会場の日程は、広報かがやき1月号に掲載予定です。

市の会場では、市・県民税の申告及び給与と公的年金等収入など、総合課税の確定申告の受付を行い、次の確定申告書類①～⑩の記帳相談は行

いません。e-Tax申告受付も行っておりませんのでご了承ください。

- ① 青色申告
- ② 事業所得（営業等、農業）、不動産所得の申告（繰越損失を含む）
- ③ 土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ④ 株式及び先物取引等の分離課税所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ⑤ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける方の申告
- ⑥ 雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告
- ⑦ 過年分の申告
- ⑧ 死亡された方の準確定申告
- ⑨ 更正の請求・修正申告
- ⑩ 贈与税・消費税の申告

税制上の主な改正

■セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）〔平成30年度から平成34年度課税まで適用〕

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病予防への取組として、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）の購入の対価を支払った場合、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除されます。

ただし、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができなくなります。

＜市・県民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額＞

		納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	38万円以下（※）	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超90万円以下（※）	33万円	22万円	11万円
	90万円超95万円以下（※）	31万円	21万円	
	95万円超100万円以下（※）	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下（※）	21万円	14万円	7万円
	105万円超110万円以下（※）	16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下（※）	11万円	8万円	4万円
	115万円超120万円以下（※）	6万円	4万円	2万円
	120万円超123万円以下（※）	3万円	2万円	1万円

※表中の（※）は配偶者の合計所得金額を表しています
※所得税の控除額については、国税庁のホームページ等をご覧ください

■配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し〔平成31年度課税から適用〕※詳細は左表をご覧ください

就業調整をめぐる課題に対応するため、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されます。担税力の調整の必要性の観点から、納税者本人の合計所得金額によって控除額が逡減する仕組みとなっています。

① 配偶者控除 納税者本人の合計所得金額によって控除額が変更となります

② 配偶者特別控除 納税者本人の合計所得金額によって控除額が変更されます

人の合計所得金額によって控除額が変更されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下へ拡大されます（改正前：38万円超76万円未満）

注意事項／①・②いずれも、納税者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合には、適用を受けることができません。配偶者特別控除における配偶者の所得制限が緩和されますが、配偶者本人の市・県民税の算出方法は変更ありません

